++ CE-R&TTE 適合ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ ++

（第二版）

I) R&TTE 指令とは？

R&TTE 指令(1999/5/EC)は EU 連合内の無線・通信端末機器についての規制枠組を定めた EC 指令です。ﾕｰｻﾞｰの健康、安全性、電磁環境両立性、および無線ｽﾍﾟｸﾄﾗﾑの利用に関して基本要求事項を設けています。航空交通管理機器（ATME）など、無線・通信端末機器の製造業者およびｻﾌﾟﾗｲﾔｰが EU 連合市場で製品の販売を希望する場合は、以下の資料を提出して R&TTE 指令の保護要求事項に適合していることを実証する必要があります:

- 技術構成資料（Technical Construction File（TCF））
- どのように適合性を実現したかを示す適合性宣言書（適合宣言（DoC））
- 適合性を示す CE ﾏｰｷﾝｸﾞ

Essencial requirements/基本要求事項とは

R&TTE 指令　3.1項 a)の電磁曝露による健康被害/電気安全=LVD 指令の要求
3.1項 b)の電磁両立性=EMC 指令の要求
3.2項の無線ｽﾍﾟｸﾄﾗﾑの要求ー有害な妨害を回避するために、割り当てられたｽﾍﾟｸﾄﾙを有効に利用するよう設計されていること

-その他(特定の機器)- 他の機器と、通信回線を介して相互に動作し、EU において適切なﾀｲﾌﾟのｲﾝﾀｰﾌｪｰｽに接続できる
- 通信回線に有害な影響を与えないこと、通信回線の資源を正しく利用すること、また
- ｻｰﾋﾞｽの許容できない低下を引き起こさないこと
- ﾕｰｻﾞｰの個人情報を保護する手段を持つこと
- 詐欺を回避する機能を備えること
- 救急ｻｰﾋﾞｽへのｱｸｾｽを保証する機能を備えること
- 障がいを持つﾕｰｻﾞｰの使用に対する機能を備えること

等の要求があります。

お客様がこの適合手続きについて特にご存知ない場合、又は整合規格を全部或いは一部適用していない(できない）場合は公認通知機関（Notified Body）に連絡されることをお勧めします。R&TTE 指令は、特に除外されたものを除き、欧州経済地域（EEA）及び EU と MRA を結んでいるｽｲｽ内のすべての市場での販売や、使用が意図された無線機器及び通信端末機器に適用されます。また、それ以外の多くの新興国でも R&TTE に適合した無線製品の現地の無線法規へのｱﾌﾟﾛｰﾁはかなり簡単になります。

最新の EU における調査では、完全な自己宣言（AnnexIII 該当）の割合は5%未満で、Notified Body を使う TCF ﾙｰﾄ（AnnexIV）は94%、（しかもその中の80％が整合規格に完全に適合し、法的に Notified Body を使う必要がないにも関わらず）AnnexV の完全品質保証ﾓｼﾞｭｰﾙを使ったのはわずか1%という結果でした。

II) Notified Body 通知機関

Notified Body は無線機器および通信端末機器（R&TTE）指令に基づく欧州の公認通知機関（いわゆる認証機関）です。どういうところが Notified Body になっているのかは下記の EU の Web で確認することができます。

http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/nando/index.cfm?fuseaction=directive.notifiedbody&dir_id=22

Notified Body は主に次の役割及び義務を持っています。

- Notified Bodyは、R&TTE指令に従って適合性評価の作業を行う
- 不適合が見つかった場合、Notified Bodyは製造業者に是正措置を求める
- 是正措置が満足いくものではなかった場合、Notified Bodyは該当する証明書を保留または撤回する
- Notified Bodyは当局に以下の情報を提供する
  + 証明書の却下、制限、保留、または撤回
  + 通知範囲で作業を行う能力に影響する何らかの状況
  + 当局によって求められた情報の要請
  + 要請があった場合、適合性評価活動、発行済みの証明書、業務の外部委託
- Notified Bodyは同じ製品の適合性評価に対応する他のNotified Bodyに以下の情報を提供する
  + 証明書の却下、制限、保留、または撤回
  + 要請があった場合、肯定的な適合性評価結果または証明書

III) C&S が提供できるｻｰﾋﾞｽﾊﾟｯｹｰｼﾞ

C&S は日本の電波法及び通信事業法の登録認証機関であり,直接 EU の Notified Body ではありませんが,これまでの M&R に基づく業務提携で数多くの Notified Body とﾀｲｱｯﾌﾟしており, R&TTE 指令についても長年の経験と実績を蓄積してまいりました。R&TTE の適合性評価手続きであらゆる面でお客様をｻﾎﾟｰﾄすることができます。我々のｻｰﾋﾞｽは主に以下の業務から構成されています:

#　事前のｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞで整合規格の決定/Testplan の作成/ﾌﾟﾘﾁｪｯｸの実施
#　必要なすべての試験の実施もしくはｱﾚﾝｼﾞ
#　試験ﾚﾎﾟｰﾄおよび技術文書の評価

-- 整合規格に準拠できる場合;

お客様の手続きの全部または一部を代行するか、お客様の評価・関連技術文書（TCF）を検証いたします。

-- 整合規格がないもの/整合規格の全てには準拠できない場合;

Notified Body の関与が必要となりますので、具体的な試験計画を作成し、お客様が実施すべき適切な一連の試験を明示します。

#　整合周波数の確認（周波数利用可能通知：Frequency Notification）
#　TCF - 技術構成資料の代行作成
#　ﾀｲｱｯﾌﾟの Notified Body に申請し,適合文書（Statement of Compliance (SoC)）を発行。
#　適合宣言書（DoC）の代行作成

IV) 市場抜取検査に備える製造者/輸入業者の主な義務

近年 EU における R&TTE の市場抜取検査では、対象数年間 10000 件前後で、不合格率はほぼ 35%前後で推移しています。市場抜取方法も実物から Internet の方にｼﾌﾄしています。毎年 3000 件以上の製品 Internet 広告が不適合を理由に中止命令を受けています。

EU の市場抜取検査の結果は EU の公式ｻｲﾄ'Rapex'で公表されています。

http://ec.europa.eu/consumers/safety/rapex/alerts/main/index.cfm?event=main.listNotifications&CFID=234018&CFTOKEN=86422485&jsessionid=089cef8c64da6de37ac4d299427b6d365173

- **製造業者の義務**

- R&TTE 指令に適合した形で製品を設計および製造する
- 技術文書を作成し、指定された期間、利用できる状態に保つ
- 連続的な適合性を保証する品質手順を持つ
- 製品に以下のものを添付する（ﾊﾟｯｹｰｼﾞや付属文書への添付も例外的に認められる）
  - + 製品の識別情報（種類、型、ﾊﾞｯﾁ、ｼﾘｱﾙ番号）
  - + 社名と連絡先住所
- 輸出先の加盟国の言語で使用説明書と安全情報を提供する
- EC 適合宣言（DoC） を発行する(製造業者は、DoCを作成することにより、製品の適合性について法的な責任を負う)
- （適合した）製品に CE ﾏｰｸを表示する
- 要求に応じて当局に資料を提供し、ﾘｽｸを排除するために協力し、製品を供給したすべての実務利用者の身元を確認する

- **輸入業者の義務**

- EU市場に適合した製品のみを供給する
- 適切な適合性評価手順が実施されていることを確認する（文書が存在し、CEﾏｰｸが適用され、DoCが発行されていること）
- 輸出先のMSの言語で使用説明書と安全情報が提供されていることを確認する
- 製品、ﾊﾟｯｹｯｼﾞ、または付属文書に自らの名前と連絡先住所を記載する
- 保管状態および輸送により、適合性が損なわれないことを保証する
- 指定された期間、EC DoCを保持する
- 要求に応じて当局に文書を提供し、ﾘｽｸを排除するために協力する
- 要求に応じて以下の実務利用者の身元を確認する

  製品の供給者

  自らが製品を供給した相手

V) 適合方法/ﾓｼﾞｭｰﾙの選択

- RTTE指令の必須要求に含まれるLVDとEMCに関しては、それぞれの指令で規定される手続きを用いることができる。
- 以下は、ﾒｰｶｰの選択により、指令で規定されるいずれか(AnnexII~V)の手続きを取ることができる。

+割り当てｽﾍﾟｸﾄﾙを使用しない通信端末装置、無線装置の受信機部分

#AnnexII (Internal production control)
#AnnexIV (Technical construction file)
#AnnexV (Full quarily assurance)

+その他の無線機器(整合規格を適用できる場合)

#AnnexIII (AnnexII+specific apparatus test)
#AnnexIV (Technical construction file)
#AnnexV (Full quarily assurance)

+ その他の無線機器(整合規格を適用できない、若しくは一部のみに適用する場合)

#AnnexIV (Technical construction file)
#AnnexV (Full quarily assurance)

(Annexの簡単な解説)

#AnnexII: 製造者自らの責任で確認⇒技術文書作成[*1]⇒自己宣言⇒CEﾏｰｸ添付(Notified Bodyや第三者機関の関与不要)

#AnnexIII[*2]: AnnexIIの要求に加え、test suites(試験項目)の適用が求められる。
適合性の確認は製造者が行い⇒技術文書作成⇒自己宣言⇒CEﾏｰｸ添付
必須となるtest suitesは、整合規格で決められている場合以外は通常NBが決定する。その場合製品にはCEﾏｰｸとともに、Notified Bodyの識別番号を表示しなくてはならない。

#AnnexIV: AnnexIIIの要求に加え、技術構成資料(TCF[*3])の作成及び通知機関によるﾚﾋﾞｭｰが求められる。
TCFを作成⇒Notified Bodyへ提出⇒Notified Bodyによるﾚﾋﾞｭｰ⇒Statement of Opinion発行⇒
CEﾏｰｸ+Notified Body識別番号の添付

#AnnexV: Notified Bodyによる定期監査を受け、製品設計、生産に関連する品質システム全体に置ける認証を取得する。

[*1]技術文書:指令に対する適合の根拠を示す書類として位置づけられる。正当性を示すためには以下の情報が要求される。英語表記が一般的。(EU公用語の言語が要求される)

#製品のgeneral desccription
#設計、部品表、回路図など
#適用規格一覧
#実施した検査結果
#試験報告書
#仕様書、ﾕｰｻﾞｰﾏﾆｭｱﾙ、使用上の警告(安全の為に)

[*2]AnnexIIIを適用するためには、整合規格の適用が必須。整合規格はEU官報(OJ:Official Journal)で公表される。

[*3]TCF:構成に関する要求は本資料の　VIII) TCF構成技術資料の詳細にて解説

VI) 適合申請流れの概要

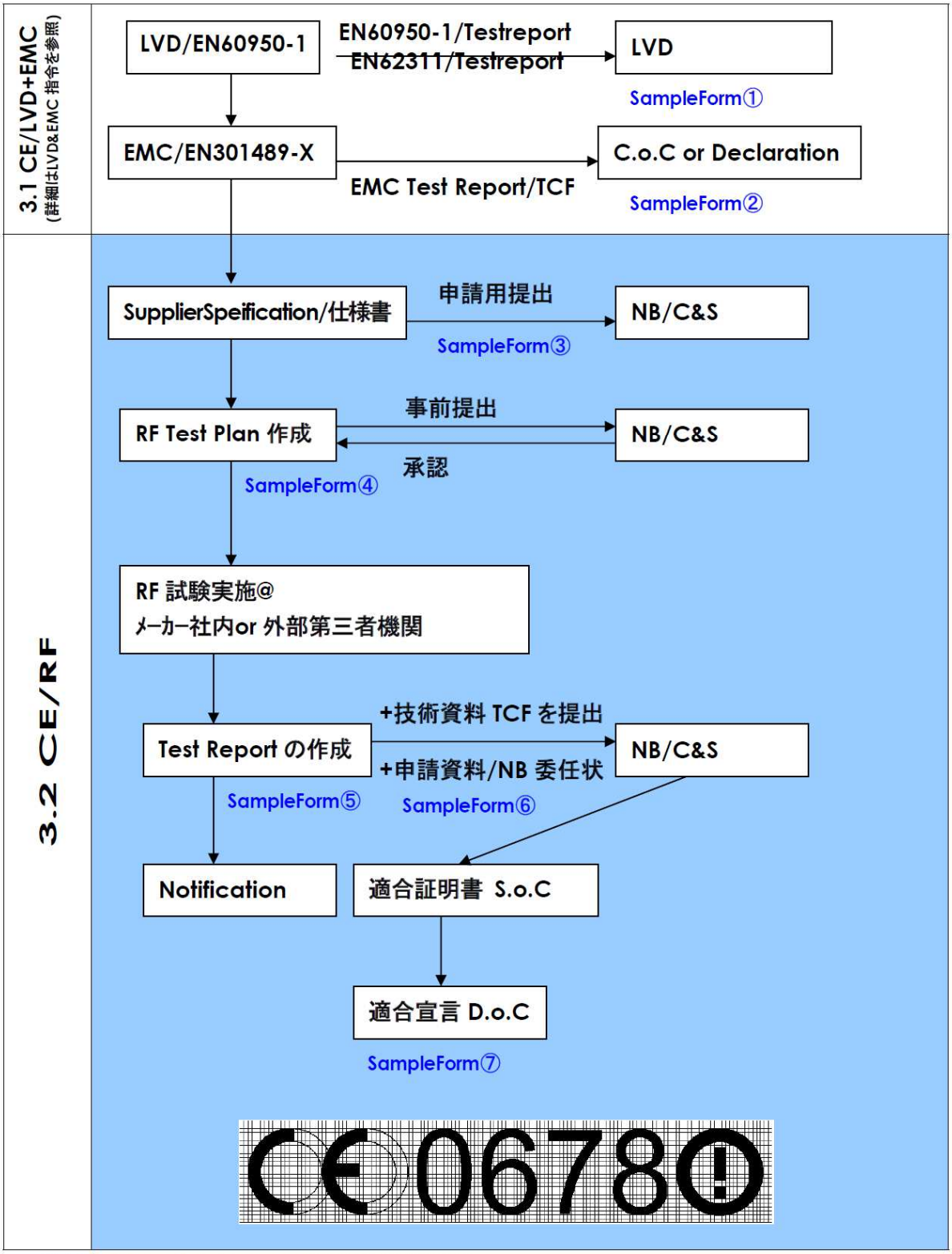

添付:YES☐ No☑; Format①②③④⑤⑥⑦

Note; Format①②⑦同じ Format を使用することも可能です.

VII) TCF 構成技術資料の詳細

Check Item		Reference Doc.
Part Ⅰ - I General Description of Product		
①	Product Name;	□Rating Label/Supplier Declaration の何れ
②	Model Name;	□Rating Label/Supplier Declaration の何れ
③	Manufacturer and Address;	□Rating Label/Supplier Declaration の何れ
④	Purpose;	□Generic Description of Operation Manual (PASOLINK の共通の取説で OK)
⑤	Environment of Installation;	□Generic Description/Environment Specification of Operation Manual (PASOLINK の共通の取説で OK)
⑥	Photo Documentation;	□Attached at Test report (No.:)
⑦	Warning Information or Limitation for User;	□Operation Manual(注:該当する制限事項や注意、警告説明があれば, 例えば:ClassA の警告、ESD-/Surge の追加対策の説明等)
Part Ⅰ - Ⅱ Technical Description of Product		
①	Conceptual design and manufacturing drawings and schemes of components, sub-assemblies ,circuits, etc.	□Connecting Diagram of System(接続系統図) □Block Diagram □Parts List/Card Configuration Table の何れ □Layout Diagram(外観寸法図)
②	Descriptions and explanations necessary for the understanding of said drawings and descriptions and schemes and the operation of the product	□Operation Manual
③	A list of the standards referred to in Article 5, applied in full or in part, and descriptions and explanations of the solutions adopted to meet the essential requirements of the Directives where such standards referred to in Articles 5 have not been applied or do not exist	□Test plan (No.:)
④	Results of design calculations made, examinations carried out, etc.,	□Supplier Declaration
⑤	Test report	□Test report (No.:)
Part Ⅱ Declaration of Conformity		(attachment)
Part Ⅲ Application Form to NB		(attachment)

VIII）R&TTE 申請上の注意事項

1. R&TTE 指令は LVD と EMC 指令の要求も包括していますが,LVD 指令の**電圧制限事項**はありませんので,よって使用電圧に関係なく LVD の規格に適合する必要があります。LVD と EMC の整合規格は R&TTE の官報以外に， LVD と EMC 指令の官報でも参照できます。

2. **人体電磁暴露 EMF** の適合も LVD の要求の一環として必須となります。

3. R&TTE 指令に該当する無線製品は整合周波数帯によって,ClassI と ClassII に分けられ,ClassII の整合周波数帯ではない周波数を使用している製品は販売する 4 週間前までに EU 当局に届け通知（**Notification**）を行い,かつ製品に CE-Marking の横にｱﾗｰﾄｻｲﾝの表示が義務付けられています。（詳細は Appenidx を参照）

4. 無線ｽﾍﾟｸﾀﾗﾑの試験と EMC 試験が両方要求されていますので、時には Carrier の周波数帯おいて EMC の放射の限度値を超える場合があります。その際、規格の解釈又は試験項目の必要性について Notified Body に確認して事前に Testplan を作成してもらうことを強くお勧めします。

5. Notified Body が認める試験ﾃﾞｰﾀﾚﾎﾟｰﾄは基本的に **ISO17025** に基づいて認定された試験場で,かつ認定 Scope に試験される規格が入っていることが条件となります。

6. 日本の電波法にある微弱電波無線局の概念が R&TTE 指令にはなく,つまりどんなに無線送信ﾊﾟﾜｰが小さくでも， その使用周波数が EU の許容周波数帯でなければなりません、その前提で R&TTE のすべての要求事項を満足する必要があります。また受信のみの装置も R&TTE の対象になります。

7. 無線は製品全体の一部の機能に過ぎない場合はいわゆる無線と Non 無線の **Multi 製品**に属する場合、或いは複数の無線が混在する Multi 無線製品の場合は、それぞれの製品規格に適用する必要があります。その場合の複数の規格の適用方法と規格の解釈について事前に Notified Body に確認して Testplan を作成してもらうことことを強くお勧めします。

IX）ﾕｰｻﾞｰへの周知

ﾕｰｻﾞｰに対しての情報提供として、下記が要求されます。

1. 製品の意図された使用方法
2. 使用が意図されている国
3. 使用上の制限事項
4. 接続が意図される通信網
5. 適合宣言書

X）Appenix

1. R&TTE 指令公式 Q&A
2. R&TTE 指令公式簡易 Guide

#Appendix1. R&TTE 公式 Q&A

RTTE 指令 99 / 5 / EC に関する FAQ

これは EU 欧州委員会のｻｰﾋﾞｽ部門,加盟国の代表及び指令施行当局が受けた質問集(FAQs= Frequently asked questions)である。詳細は弊社の LINK 先の Notified Body/EMCC の WEB-Site（http://www.emcc.de）を参照してください。

質問は次のように分類される：

I. 一般情報 (General)

II. 適用範囲 (Scope of the Directive)

III. 市場導入 (Marketing of equipment)

IV. 機器の登録通知 (Notification of equipment to national spectrum authorities)

V. 使用者への情報 (Informing users on the intended use of equipment)

VI. 機器の表示 (Marking)

VII. 自由流通 (Questions about free circulation)

VIII. 必須要求事項 (Essential requirements)

IX. 無線機器の使用 (Putting radio equipment into service)

X. ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽの公表 (Publishing interfaces)

Ⅰ 一般情報 (General)

Ⅰ.1 R&TTE 指令はいつから適用されるのか?

2000 年 4 月 8 日市場導入時点から無線機器及び電気通信端末機器の自由流通及び使用は R&TTE 指令によって規制される。EU 加盟国の国内法は 2000 年 4 月 7 日までに最終化しなければならない。

EU 加盟国以外にも多くの EEA，EFTA 国と EU 候補国が R&TTE 指令を実施している。

ただし,すでに TTE&SES 指令に適合した機器についての R&TTE への移行は 2001 年 4 月 7 日までに完了すれば良い。

指令の適用範囲　(Scope of the Directive)

.1 R&TTE 指令の適用範囲は?

R&TTE 指令は通信を目的とする無線機器及び電気通信端末機器（それらの補助機器も含む）の欧州域内における市場導入及び使用に関する強制的な枠組みを示している。ただし非民需専用機器や他の EC 法令の適用機器などは除外する。

.2 R&TTE 指令非対象機器の市場導入の認可はどこで取得できるか?

他の共同体指令（EC 指令）の対象機器はその指令に従う。機器によっては（特に非民需用機器）国内規制が適用される。

.3 船舶無線機器は対象か?

IMO 規則(SOLAS)でｶﾊﾞｰされない船舶用無線機器のみが対象:すなわち内陸水路船舶や多くの海上船舶用機器が対象である。

EC はこの種の無線機器に対する必須要求を追加することを考慮している。船舶指令（96/98/EEC）を拡大修正するのが良いとの議論がある。

機器の市場導入 (Marketing of equipment)

.1 無線機器が EC で認可されていない周波数ﾊﾞﾝﾄﾞで動作するため EC で使えないような場合,EC で市場導入できるか?

はい,できる。ただし,製品は指令を満たすこと,または製造者は梱包及び取扱説明書にその機器が EC では使えない旨を明記すること。

.2 CE ﾏｰｸが製造者によって貼付されない場合の製品の責任は誰にあるのか?

製品を市場導入した者が責任を持つ。

当局への機器の登録通知 (Notification of equipment to national spectrum authorities)

.1 どんな機器をｽﾍﾟｸﾄﾗﾑ当局へ通知しなければならないのか?

「非整合周波数ﾊﾞﾝﾄﾞ」で動作する機器のみに登録通知が必要である。この用語の定義がなかったため,欧州委員会と加盟国との間で定義について同意した。

.2 「その使用が域内で整合していない周波数ﾊﾞﾝﾄﾞ」（6.4 条）の定義は?

6.4 条の通知は次の無線機器には不要である。これ以外のすべての機器に必要である：

・ﾈｯﾄﾜｰｸの管理下でのみ運用する通信機器；又は

・全加盟国の同一無線ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽに配置された周波数ﾊﾞﾝﾄﾞを使用する次のような機器：

a. 整合周波数が配置され；かつ

b. その配置の中で,周波数 / ﾁｬﾝﾈﾙ割り当てが共通ﾌﾟﾗﾝに従い；かつ

c. 整合ﾊﾟﾗﾒｰﾀｰ（周波数,電力,ﾃﾞｭｰﾃｨｰｻｲｸﾙ,ﾊﾞﾝﾄﾞ幅など）を持つ機器；又は

・送信機能を持たない機器

.3 受信専用機器は通知の義務があるか?

ない。通信機能がないため。

.4 どこのｽﾍﾟｸﾄﾗﾑ当局に通知するのか?

製品を市場導入する加盟国のｽﾍﾟｸﾄﾗﾑ当局へ通知すること。多くの加盟国は,その国内周波数割当で運用する機器の場合の通知は要求しないだろう。一部加盟国は非整合周波数ﾊﾞﾝﾄﾞで動作するすべての機器の登録通知を要求する。

.5 指令 6.4 条の非整合無線機器の登録通知の責任者は誰か?

製造者又はその認定代理人又は市場導入の責任者が機器を該当国のｽﾍﾟｸﾄﾗﾑ管理当局へその国に市場導入する意図を通知すること。多くの加盟国は機器が国内周波数割当で運用しない場合にのみ通知を要求する。一部の加盟国は他の場合でも要求する。

.6 製造者はいつ非整合無線機器通知手続きを始めなければならないか?

通知は市場導入の 4 週間前までに,無線機器の無線特性情報と共に行うこと。

.7 運用手続きはどのように運用されるのか?

その国のｽﾍﾟｸﾄﾗﾑ管理当局が手続きを準備中である。しかし,EU 内で 1 回の手続き（one-shop-stop-approach）で済むように整合されている。

詳細情報は該当加盟国の当局へ直接問い合わせること。ｱﾄﾞﾚｽはこのｳｪﾌﾞｻｲﾄ又は ERO ｳｪﾌﾞｻｲﾄ：www.ero.dk を参照のこと。

機器の意図した使用に関する使用者情報
(Informing users on the intended use of equipment)

.1 製造者は機器を市場導入する際に使用者へ提供する情報に関してどんな義務があるのか?

製造者は使用者に,意図した使用に関するあらゆる情報を,必須要求事項の適合宣言書と共に提供しなければならない。しかし,

- 無線機器の場合,使用を意図する EU 地域（1 以上の加盟国名又は国内の地域名）を梱包箱及び取扱説明書に記載することで十分である。
- 電気通信端末機器の場合,接続を意図する公衆ﾈｯﾄﾜｰｸ・ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽを表示すること。

.2 製造者は使用者へどんな情報を提供しなければならないか?

適合宣言書（DoC）を製品に付属させること；この推奨内容は EN45014 にある。

CE ﾏｰｷﾝｸﾞ及び一部の無線機器については“alert sign（注意記号）”を製品,梱包箱及び技術文書に表示すること。意図した使用の記述をすること。必要な場合,設置に関する情報を提供すること。

電気通信端末機器の場合,意図した使用に関する情報を使用者に提供すること。これは機器を接続する公衆電気通信ﾈｯﾄﾜｰｸｲﾝﾀｰﾌｪｰｽを表示すれば良い。様式は見やすければ製造者の裁量による。

その使用が EC で整合していない周波数を使用する無線機器の場合,梱包箱及び取扱説明書に,使用を意図する加盟国国名又は加盟国内の地域を表示すること。様式は見やすければ責任者の裁量による。

機器上に,型名,ﾊﾞｯﾁ及び / 又は製造番号及び製造者名を表示すること ;

電気通信端末機器の場合,接続を意図したｲﾝﾀｰﾌｪｰｽの識別 ;

無線機器の場合,EU 地域の識別

.3 R&TTE の市場監督の責任者は誰か?

加盟国の市場監督当局が責任者である。

TCAM(Telecommunication Conformity Assessment and Market Surveillance Committee)の責任において,市場監督当局間の協調が促進される。市場監督当局のｱﾄﾞﾚｽはこのｳｪﾌﾞｻｲﾄ又は ERO ｳｪﾌﾞｻｲﾄ : www.ero.dk を参照のこと。

.4 R&TTE 指令はすでに EC に市場導入している機器にも適用するのか?

適用しない。指令は 2000 年 4 月 8 日以降市場導入する機器に適用する。「市場導入」とは製品が,製造のﾌｪｰｽﾞから販売のﾌｪｰｽﾞ ; ﾃﾞｨｰﾗｰ,輸入者,小売店などへ始めて移動する時点をいう。詳細は「ﾆｭｰｱﾌﾟﾛｰﾁ指令実施ｶﾞｲﾄﾞ (ﾌﾞﾙｰｶﾞｲﾄﾞ)」を参照。

.5 旧規制に基づき“初めて”市場導入した機器はいつまで販売できるか?

2000 年 4 月 8 日以前に初めて市場導入した製品は理論的に永久に販売できる。実際は販売者の新製品の在庫が完売するまでという意味である。中古市場については別である。

.6 旧規制に基づき型式認可を取得した製品はいつまで市場導入できるか?

2001 年 4 月 8 日までである。旧規制は 2000 年 4 月 8 日まで適用されるため,製造者はそれまでに型式認可を取得しなければならない。2000 年 4 月 8 日から 2001 年 4 月 7 日の間は製造者は在庫できる。それ以降は R&TTE 指令適用製品を市場導入しなければならない。

ﾏｰｷﾝｸﾞ (Marking)

.1 R&TTE 機器は（CE）適合ﾏｰｸを貼付しなければならないのか?

CE

R&TTE 指令の必須要求事項に適用する R&TTE 機器は,これらの要求事項に適合しているということを示す CE ﾏｰｷﾝｸﾞ を貼付しなければならない。:

もしもそれが域内で整合されていない,又は / 或いは 1 ヶ国以上からその使用を制限されている周波数帯を使用する無線機器であるならば,

域内での市場導入のみが許可される。これらのﾀｲﾌﾟの機器を使用する場合,CE ﾏｰｷﾝｸﾞ に加え

て,“alert sign（注意記号）”を表示しなければならない。:

製造者によって行われる適合性分析手順に関しては,関連するﾉｰﾃｨﾌｧｲﾄﾞﾎﾞﾃﾞｨの識別番号が CE ﾏｰｷﾝｸﾞに含まれる。

注：機器は CE ﾏｰｷﾝｸﾞによって指示されるその他関連指令にも従わなければならない。

CE-Marking の表示例；

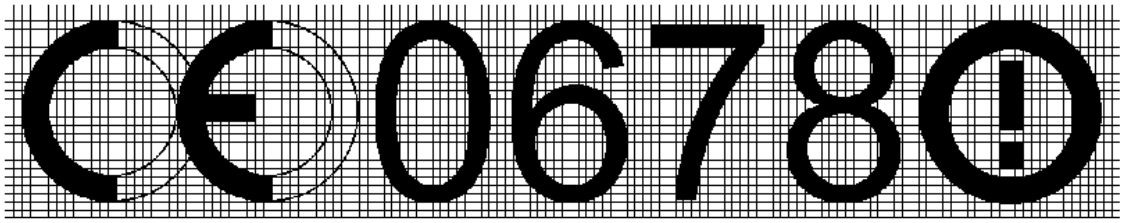

（0678 は Notified Body; EMCC の番号です。）

.2 域内で整合されていない周波数帯を使用する無線機器はどのように認識すればよいか?

域内で整合されていない周波数帯を使用する無線機器の場合,その無線機器は“alert sign”のある CE ﾏｰｷﾝｸﾞを貼付しなければならない。

.3 市場導入することに制限のある無線機器はどのように認識すればよいか?

9.5 項に従い,1 ヶ国以上によって制限されている無線機器の場合,その無線機器は“alert sign”のある CE ﾏｰｷﾝｸﾞを貼付しなければならない。

.4 無線機器にはどのﾏｰｷﾝｸﾞを貼付しなければならないか?

機器が EU 及び EU 域外 CEPT 加盟国に市場導入される場合,下記のどれかに該当する。:

・ 使用周波数帯が EU 内で整合されているならば,必要に応じてﾉｰﾃｨﾌｧｲﾄﾞﾎﾞﾃﾞｨの識別番号が加えられた CE ﾏｰｷﾝｸﾞが貼付される。

・ 使用周波数帯が EU 及び CEPT 内で整合されているならば,CE ﾏｰｷﾝｸﾞと一緒に CEPT ﾏｰｷﾝｸﾞが貼付される。(必要に応じてﾉｰﾃｨﾌｧｲﾄﾞﾎﾞﾃﾞｨの識別番号が加えられる。) それによって,各ﾏｰｷﾝｸﾞがその他のものと混同されないように。

・ 使用周波数帯がほとんどの CEPT 加盟国で整合されているが,全 EU 内では整合されていないならば,alert sign (及び必要に応じてﾉｰﾃｨﾌｧｲﾄﾞﾎﾞﾃﾞｨの識別番号) を含んだ CE ﾏｰｷﾝｸﾞが CEPT ﾏｰｷﾝｸﾞと一緒に貼付される。それによって,各ﾏｰｷﾝｸﾞがその他のものと混同されないように。

(注 : ﾕｰｻﾞｰのための情報に関する質問も参照。)

.5 この有名な‘alert sign（注意記号）’とは何か?

下記のような注意記号は,それが貼付される機器によって使用される周波数帯が,EU 内で整合されていないか,或いはその使用の基本的制限が1ヵ国以上のEU加盟国で適用されることを意味している。

.6 非整合周波数帯に関する情報はどこで得られるのか?

EU 法令（例えば 95/6/EC, R&TTE 指令の 4.1 項）に従って,EU 加盟国は国家周波数ﾌﾟﾗﾝを EC へ報告し,公示しなければならない。委員会はﾉｰﾃｨﾌｧｲﾄﾞﾎﾞﾃﾞｨ間の等価を確立しなければならない。

.7 注意記号は,機器の使用或いは認可に関する制限があるか,又は7.2項或いは9.5項のもとでの制限の禁止に従わなければならないという事を示しているか?

はい。

.8 もしも 2 つ以上のﾉｰﾃｨﾌｧｲﾄﾞﾎﾞﾃﾞｨが適合性分析に関わっている場合,どの番号がﾏｰｷﾝｸﾞに表示されるべきか?

すべての番号。

自由流通に関する質問 (Questions about free circulation)

.1 域内における無線機器の自由流通及び流通はいつから可能か?

無線機器が CE ﾏｰｷﾝｸﾞを貼付し,R&TTE 指令の AnnexⅦに従い,指令の必須要求事項と規定を満たす場合,自由流通でき,原則的に域内で制限なしに使用できる。使用周波数及び妨害ﾘｽｸの理由でのみ,その使用が認可或いは何らかの制限を受ける場合がある。この制限はﾕｰｻﾞｰ情報に含まれ,CE ﾏｰｷﾝｸﾞには“alert sign（注意記号）”が加えられなければならない。

必須要求事項 (Essential requirements)

.1 R&TTE に適用すべき必須要求事項は?

全ての機器に次の必須要求事項を適用する。:

低電圧指令 73/23/EEC（電圧制限なし）に含まれる,ﾕｰｻﾞｰ及びその他の人の健康と安全保護。

EMC 指令 89/336/EEC に含まれる EMC の保護要求事項。

さらに,無線機器は有害な妨害を起こさないよう地上/宇宙通信用ｽﾍﾟｸﾄﾗﾑ及び衛生資源を有効に利用すること。

R&TTE 指令 3.3 項に基づき,委員会はある機器ｸﾗｽの装置或いは特定ﾀｲﾌﾟの装置が追加の必須要求事項を満たす。

.2 欧州委員会は 3.3 項を適用する決定をする意志があるのか?

3.3 項を適用する機器はごく限られたものにする予定である。当分の間安全ｻｰﾋﾞｽ用機器（船舶用,内陸水路用,雪崩れ遭難者発見ﾋﾞｰｺﾝ用）のみと考えられる。

.3 2000 年 4 月 8 日以前に採択された ETSI 規格はまだ適用できるか?

前指令のもとで採択された CTR(共通技術規制)はまだ適用できるか?

指令は ETSI 規格の性質を変えない。規格は規制当局が採択するものではなく認証された欧州規格組織である,ETSI が採択するものである。

旧指令のもとでは,多くの ETSI 規格がいわゆる CTR(共通技術規制)を通して強制になっていた。新指令のもとでは,そのような規格は強制ではない。しかし,それらが新指令の必須要求事項をｶﾊﾞｰしていれば,それらはいまでも強制の役割をもっている。これらの規格に適合する製品は指令及び必須要求事項を満たすとみなされる。しかし多くの規格が不要になっている。

.4 それでは他のどの規格“整合規格”が適用できるのか?

製造者は必須要求事項を満たすと考える他の規格を自由に選択できる。しかし,このその他の規格を使用する場合,製造者は関連する適合分析手順 (技術ﾌｧｲﾙﾙｰﾄ及び全体品質保証などを含む) に従ったことを,関連当局からの要求に応じて証明する責任がある。

無線機器の使用 (Putting radio equipment into service)

.1 R&TTE は免許を規定しているか?

R&TTE 指令の範囲に,指令は無線機器及び通信端末機器の域内における市場導入,自由流通及び使用に関する強制枠組みを提供するとある。従って,免許に関してもこの枠組みと矛盾しない必要がある。

.2 いつ使用が可能か?

EU 加盟国は無線機器が R&TTE 指令の全関連規定に適合した場合,意図した目的の使用を認めなければならない。

製造者はこれらの規定が満たされているということに責任をもつ。これらの規定とは,:

- R&TTE 指令 3 項に記述されている適用必須要求事項に,認められた適合性分析手順の 1 つによって,適合すること。
- 製品に応じたﾏｰｸを貼付すること（CE ﾏｰｷﾝｸﾞ及びその他適切なﾏｰｸ）及び適合宣言（DoC）を付けること。
- 意図した使用に関する情報をつけること。
- 端末機器に関しては,意図したｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ情報をつけること。
- 無線機器に関しては,使用上の EU 内の使用できる地域情報をつけること。
- 無線機器に関しては,その使用周波数ﾊﾞﾝﾄﾞが EU で整合していない場合,機器を市場導入するが使用を認められていない加盟国へ 4 週間前までに通知すること。

加盟国が機器の使用を制限することができるのは無線ｽﾍﾟｸﾄﾗﾑの有効適切利用,危険妨害回避又は公衆健康問題に関する理由のみによる。

.3 “EU 内で整合した使用周波数ﾊﾞﾝﾄﾞ”（RTTE 指令 6.4 項）とは?

下記を満たすのであれば,どんな周波数ﾊﾞﾝﾄﾞも EU で整合されているとみなされる：

- ﾈｯﾄﾜｰｸ管理下のみで送信可能な無線機器運用ﾊﾞﾝﾄﾞ；または

・ 各加盟国で次のように同一無線ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽで配置されたﾊﾞﾝﾄﾞ：

a. 整合周波数配置であること；及び

b. その周波数配置において,周波数又は周波数ﾁｬﾝﾈﾙの割当及び/或いは認可は共通ﾌﾟﾗﾝによること；及び

c. 機器は整合ﾊﾟﾗﾒｰﾀｰ（周波数,送信電力,ﾃﾞｭｰﾃｨｰｻｲｸﾙ,ﾊﾞﾝﾄﾞ幅等）をもつこと。

（注：上記は非整合周波数の定義の補足でもある）

.4 整合周波数を知る方法は?

情報は国内周波数ﾌﾟﾗﾝから検索できる。R&TTE 指令は EU 加盟国に国内周波数ﾌﾟﾗﾝの公表を義務付けている。周波数ﾊﾞﾝﾄﾞが整合された場合,欧州委員会はこれを区別してｸﾗｽ 1 のｲﾝﾀｰﾌｪｰｽのｸﾞﾙｰﾌﾟに入れる。このﾘｽﾄは常に加盟国と協議し,またこのｳｪﾌﾞｻｲﾄに公表する。

.5 CE ﾏｰｸをつけていない機器をﾄﾚｰﾄﾞｼｮｳや展示会に出品できるか?

指令を満たしていないため,まだ EU 市場に市場導入できない機器もﾄﾚｰﾄﾞｼｮｳや展示会に出品できる。ただし,見やすい記号（方法）によってその機器は EU に市場導入又は無線機器の使用ができないことを示すこと。使用は指令では認められないが,国当局によっては限定使用（時間帯,場所,期間）を認める場合がある。展示において使用したい場合は関係当局に相談すること。

.6 R&TTE 指令と EMC 適合性評価手順との関係は?

R&TTE 指令 10.2 項によると必須要求 3.1.b 条のみの適合立証に EMC 指令の適合性評価手順を用い

ることができる。

ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽの公表 (Publishing interfaces)

.1 どんな様式でｲﾝﾀｰﾌｪｰｽを公表するのか?

指令は公表の様式を規定していない。しかし ETSI が公表のﾃﾝﾌﾟﾚｰﾄを準備中である。

.2 運用者はいつからｲﾝﾀｰﾌｪｰｽを公表しなければならないのか?

2000 年 8 月 4 日から。

.3 運用者が新しいｻｰﾋﾞｽを始める場合,いつｲﾝﾀｰﾌｪｰｽを公表しなければならないか?

ｻｰﾋﾞｽを提供する前に公表する必要があるということ以外は指令では規定していない。しかし加盟国によってはｻｰﾋﾞｽを開始する一定期間前を要求するかもしれない。非公式に,加盟国によってはこの期間を 12 ヶ月と考えているところもあれば,期間を設けずｻｰﾋﾞｽ開始の直前でよいとするところもある。

.4 ｻｰﾋﾞｽをすでに運用している場合,ｻｰﾋﾞｽ運用者はそのｲﾝﾀｰﾌｪｰｽを公表しなければならないのか?

そのとおり。

#Appendix2. R&TTE 指令公式簡易 Guide

Obligations associated with the placing on the market of radio equipment and telecommunications terminal equipment (R&TTE directive)

This document gives guidance of the legal provisions associated with the placing on the market of R&TTE equipment. However, in fact the applicable legislative texts have in any cases priority.

Definitions

TTE
Telecommunication terminal equipment

Class 1 radio equipment
Radio equipment which can be placed on the market and be put into service without restrictions.

Class 2 radio equipment
All radio equipment not falling into the definition of Class 1

Remarks:

- Please note that some equipment is at the same time radio equipment ***and*** telecommunications terminal equipment. In that case the combined requirements are applicable (eg: GSM, TETRA terminal, PSTN-DECT telephone …).
- The indication ⦿ in a cell in the overview table means that the obligation is mandatory for that kind of equipment and that the related information must be put on the indicated place.

  (1) Please note that the conformity marking must be affixed to all accompanying documents including the users instructions
- The indication ☑ in a cell in the overview table means that the information must be supplied, but that one has the choice between the indicated options where to put it.

  (2) The Declaration of Conformity must be supplied with each product; it can be a separated leaflet or be printed in the users manual or packaging.
- The symbol "**NBnr** used on the following pages stands for the identification number of the notified body involved during the conformity assessment procedure. This identification number consists of four digits. The notified bodies listed under the R&TTE and there identification number are mentioned on the European Commissions website

Helpful links in R&TTE matters

European Commission: http://www.europa.eu.int/comm/enterprise/rtte/index.htm

Class 1 radio equipment list: www.ero.dk/rtte

Click on the "Sub class" number to get the exact parameters to respect to fall in Class 1

The Radio and Telecommunications Terminal Equipment Compliance Association (R&TTE CA): http://www.rtteca.com/. R&TTE CA issues technical guidance notes related to compliance of equipment.

List of country codes (ISO 3166): http://www.iso.ch/iso/en/prods-services/iso3166ma/02iso-3166-code-lists/list-en1.html.The use of the 2-letter abbreviations of this code list is strongly recommended (see also last page).

Obligation	Applicable to: TTE	Applicable to: Radio equipment Class 1	Applicable to: Radio equipment Class 2	Possibilities of fulfilling the obligation	Where ? Equipment	Where ? Users instruction	Where ? Packaging	Language	Examples
Conformity with the essential requirements	⊙			After successfully undergoing a conformity assessment procedure and having constituted the technical documentation.					Conformity with the essential requirements
Identification	⊙			The model, manufacturer's name and the serial number (or batch number) are indicated.	⊙				
Marking (1) CE-Marking	⊙			CE marking is present.	⊙	⊙	⊙		CE
Marking (1) NB-identification Number	⊙			The notified body (NB) identification number is indicated if it is involved in the conformity assessment procedure	⊙	⊙	⊙		•
Marking (1) Alert-sign			⊙	The alert sign must be indicated as soon as a restriction on use applies to the equipment and must follow the CE marking.	⊙	⊙	⊙		ⓘ
Notification			⊙	The responsible person for placing the equipment on the market must notify its intention at least 4 weeks before the equipment is first placed on the national market. The form has to be sent to the responsible national authority.					Links to the national authority : http://www.europa.eu.int/comm/enterprise/rtte/weblinks.htm
Indication of the intended use of the equipment	⊙			Written description **or** description in visual form **or** by the use of terms known to the public	☑	☑	☑	In the official language(s) of the region in which the equipment is placed on the market (multilingual region: all languages)	*Cordless telephone with answering machine. Garage door remote control* Illustration on the packaging, photo in the user manual, pictogram, equipment visible through the packaging. Baby monitor, Modem, PMR, GSM terminal, ...
Indication of the countries where the equipment is intended to be used			⊙	Written description **or** description in abbreviated written form **or** with a pictogram	⊙	⊙	⊙		*This equipment may be operated in GB, France.* GB, FR, DE, IT, CH **or** IT CH FR / AT FI GB / PL DE PT
Indication of any restrictions of use			⊙	Written description	☑	☑	☑		*The use of this equipment requires a licence in CH, HU, GB.*
Indication of the interfaces of the networks to which the equipment is intended to be connected	⊙			written description **or** by use of terms known to the public	☑	☑	☑		*This telephone is intended for connection to the FR- analogue network.* ISDN, GSM, ADSL, ...
Declaration of Conformity (DoC)	⊙			**Either** following indication is present with the equipment (TCAM6(00)30): *"Hereby, [Name of manufacturer], declares that this [type of equipment] is in compliance with the essential requirements and other relevant provisions of Directive 1999/5/EC."* to which **must** be added: • the exact location from which a copy of the DoC may be obtained (internet or postal address) **or** • a copy of the DoC in the original language is enclosed with the equipment. **Or** a copy of the full DoC is attached		☑ (2)			*Hereby, **[Name of manufacturer]**, declares that this **[type of equipment]** is in compliance with the essential requirements and other relevant provisions of Directive 1999/5/EC. The declaration of conformity may be consulted at www.address.com/DoC.pdf.* *Hereby, **[Name of manufacturer]**, declares that this **[type of equipment]** is in compliance with the essential requirements and other relevant provisions of Directive 1999/5/EC.* **and** the DoC in the language of the manufacturer (eg. Swedish). The DoC must at least contain the name and the address of the manufacturer, the description of the equipment, the applied standards, date, identity and signature of its author.

Conformity assessment procedures and marking

Procedure		Applicable to equipment: without radio part	Applicable to equipment: with radio part	Role of the notified body NBnr (if applicable)	Marking TTE Class 1	Marking Class 2
II	Internal production control	Terminal equipment	Receivers		CE	
III	Internal production control plus specific apparatus tests		Radio equipment including a transmitter complying with harmonised standards	Identification of the series of essential radio test suites	CE CE NBnr	CE ! CE NBnr !
IV	Technical construction file	Terminal equipment	Radio equipment including a transmitter not complying or only partially complying with harmonised standards	Opinion on the conformity of the equipment based on the review of the technical construction file established by the manufacturer	CE NBnr	CE NBnr !
V	Full quality assurance	All equipment covered by the R&TTE directive		Certification of the manufacturer's quality system	CE NBnr	CE NBnr !

Marking of equipment containing an R&TTE component

Equipment containing an R&TTE component must be marked in the following way:

- Equipment, which at the time of placing on the market contains as an integral part an R&TTE component, which should not be removed by the user, should be marked according to the R&TTE Directive. In addition in its user manual it should comply with the R&TTE Directive and e.g. indicate geographic limitations of use;
- Equipment, which provides for the capability that users insert R&TTE components, but in themselves are not covered by the R&TTE Directive (e.g. lap top computers) should not be marked according the R&TTE Directive.

List of national codes

Country	*ISO 3166 2 letter code*	Country	*ISO 3166 2 letter code*
Austria	AT	Malta	MT
Belgium	BE	Netherlands	NL
Cyprus	CY	Poland	PL
Czech Republic	CZ	Portugal	PT
Denmark	DK	Slovakia	SK
Estonia	EE	Slovenia	SI
Finland	FI	Spain	ES
France	FR	Sweden	SE
Germany	DE	United Kingdom	GB
Greece	GR	Iceland	IS
Hungary	HU	Liechtenstein	LI
Ireland	IE	Norway	NO
Italy	IT	Switzerland	CH
atvia	LV	Bulgaria	BG
Lithuania	LT	Romania	RO
Luxembourg	LU	Turkey	TR

Recommended form of declaration of conformity (EN 45014)

Declaration of conformity

We _____
[Name of manufacturer or his authorised representative]

_____
[Address]

declare under our own responsibility that the product

_____

_____
[Model, descriptions, versions, supplementary characteristics]

to which this declaration refers conforms with the relevant standards or other standardising documents

_____
[Titles, dates of publication of documents mentioned]

According to the regulations in _____
[if necessary: directives, main regulations]

_____ _____
[Place, date] *[Name and signature of person responsible]*